

令和 7 年度

小野谷川河川災害防止対策工事 特別仕様書

1. 本特記仕様書は、小野谷川河川災害防止対策工事に適用する。
2. 工事施工に関しては、福岡県県土整備部発行『土木工事共通仕様書』『土木工事施工管理の手引き』を適用する。
3. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - (1) 嘉麻市が発注する建設工事（以下『発注工事』という。）において、暴力団等による不当要求又は工事妨害（以下『不当介入』という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、発注者に報告すること。
 - (3) 発注工事において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
4. 書類関係について ※別紙工事関係提出一覧表を参照のこと（別紙-01）

施工計画書については、2,000 万以上の工事及び監督員が特に指示した工事について提出すること。また、それ以外の工事においては、施工管理計画を提出すること。

各種様式については、福岡県の様式を参考とすること。
5. 官公署への手続き

工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する手続きは工事請負業者において迅速に対応・処置を行い、発注者に報告してから施工しなければならない。
6. 保安及び衛生
 - (1) 次の各項については、監督員の同意を得て必要な手続きを行い、適切な処置を講じなければならない。
 - ア、 立ち入り禁止区域の指定
 - イ、 道路の通行制限
 - ウ、 危険物の取扱
火薬・ガソリン等の取り扱いは、法定責任者の指揮のもとに行い、特に運搬には、十分注意しなければならない

(2) その他

工事請負業者は、万一事故等が生じた場合は速やかに、日時・場所・原因状況
被害者氏名・応急処置・その他の対策など監督員に速やかに報告しなければならない。

7. 地元関係

- (1) 本工事着手前に地元説明会を予定している。受注後に工程表を作成し、担当職員に提出すること。
- (2) 工事着手前は、近隣の住宅へあいさつを行うこと。

8. 用地

(1) 工事請負業者の手配する用地

工事に必要な諸用地について、土地を使用する場合は工事請負業者の負担に於いて用地を調達しなければならない。

(2) 用地の返還

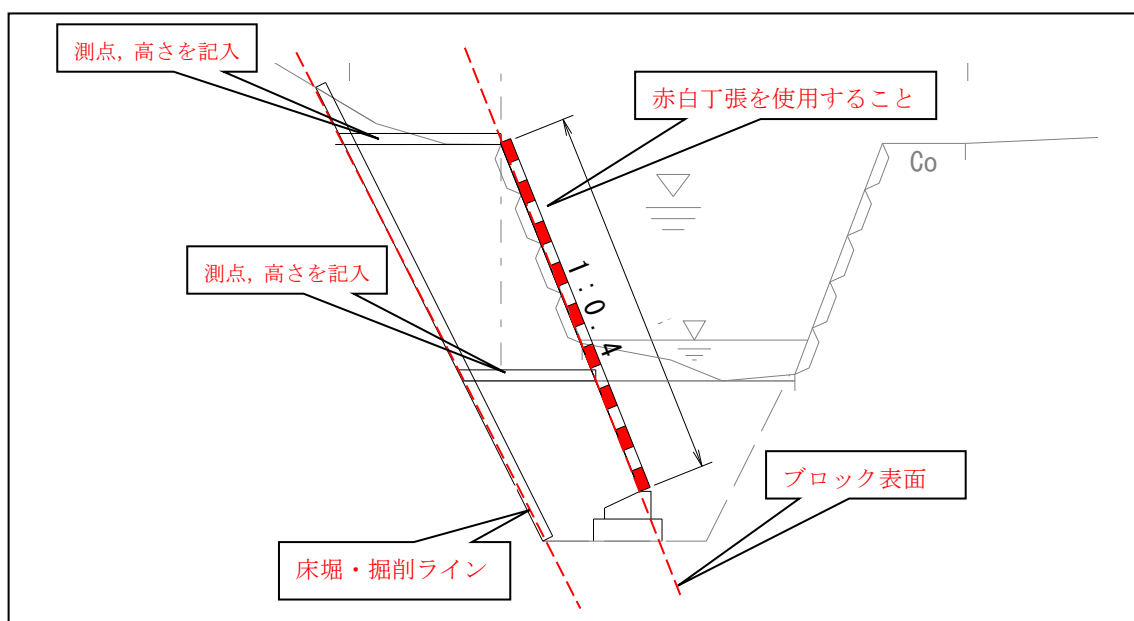
工事請負業者は使用した用地について工事終了後、又土地所有者との約束を遵守して返還し発注者に迷惑をかけてはならない。

9. 作業内容による注意事項

(1) 丁張設置について

施工に関しては、やり方縦2本（ブロック、掘削）を掛け担当職員と協議し承認を得た後、十分に管理すること。

【参考図】



(2) 護岸工について（協議簿…任意様式でも可）

ア、設計書と異なる材料の使用についての取り扱い

設計書と異なる製品を使用したい場合には、打合せ協議簿を提出して担当職員と協議を行うこと。なお、協議簿には、使用する材料がわかる資料と材料の見積書を添付して提出すること。

イ、製品及び施工方法による法長・基準高の変更について

製品及び施工方法の関係で床堀高さ及び法長等の変更については、協議簿の提出を行い、監督員と協議を行うこと。資料として、変更に伴う基準高及び法長の変更寸法を明記すること。

(3) 仮設工

仮設については、任意仮設とする。

なお、写真管理は任意であっても行うこと。

仮設盛土材および耐候性大型土のうは、嘉麻市の熊ヶ畑仮置き場（熊ヶ畑2248-2）からの運搬を想定している。また、残土についても熊ヶ畑仮置き場までの運搬を想定している。

10. その他

(1) その他細部等については、監督員と協議を行い承認を得ること。

(2) 工事实施上に必要な諸官庁等への手続きは、一切請負業者の負担において遅延なく行うものとする。

(3) 作業内容等に変更が生じた場合は、監督員と協議の上、必要があれば契約変更するものとする。

但し、工事請負業者の裁量によるものについては、変更の対象としない。